

丹南地区障害者給付認定審査会設置条例

平成 19 年 3 月 29 日 条例第 2 号
改正 平成 21 年 2 月 23 日 条例第 3 号
改正 平成 25 年 2 月 18 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 福井県丹南広域組合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条の規定により市町村審査会を設置する。

(名称)

第 2 条 この市町村審査会は、丹南地区障害者給付認定審査会（以下「認定審査会」という。）という。

(執務場所)

第 3 条 認定審査会の執務場所は、越前市瓜生町 5 字町田 1 番 1 サンドーム福井内とする。

(認定審査会の委員の定数)

第 4 条 認定審査会の委員は、15 名以内とする。

(委任)

第 5 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。